

愛媛県教育委員会 6月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成22年 6月23日（水）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉

委員 井上弘子 委員 西田真己 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 福本純一

文化スポーツ部長 荒本 司

教育総務課長 名智 満

教職員厚生室長 藤井晃一

生涯学習課長 橋本健治

義務教育課長 越智眞次

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 新谷和志

特別支援教育課長 西原昇次

文化振興課長 伊藤 充

文化財保護課長 杉本 譲

保健スポーツ課長 大川晃平

国民体育大会準備室長 田中仁志

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 議事の議案第32号から第37号までの委員の任命3件（議案第32号愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について、議案第33号愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について及び議案第34号愛媛県立図書館協議会委員の任命について）及び公立小中学校の教員の懲戒処分3件（議案第35号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第36号公立中学校教員の懲戒処分について及び議案第37号公立中学校教員の懲戒処分について）、並びにその他の協議案件の表彰案件6件については、いずれも人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 5月定例会会議録の承認

委員長 5月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成22年6月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成22年6月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

委員長 授業料不徴収交付金の算定方法に対する本県の認識について質問する。

教育長 愛媛県では、高校の授業料の減免を受けている生徒は約3%であったが、全国平均では約11.5%、多いところで20%を超えていたところもあり、また、各県では、減免対象者の事情も様々であるとともに、減免基準そのものにも相違があったところであるが、新しい交付金制度においては、これらの実態を考慮せず標準という考え方で算定されたため、本県としては納得しがたい旨を国に申し入れたが平行線をたどっており、本県以外でも同様に申し入れを行った県もあるが、全国的な見解の統一は困難である旨説明する。

中学校における進路指導の充実について

義務教育課長 6月に県議等からは是正の申入れのあった南予地域の私立高校入試に関する内容及び経緯について説明する。

委員長 入試に当たっては、不正防止のためにも、透明性の確保が重要である旨意見を述べる。

(4) 議事

議案審議

委員長 議案第29号を上程する。

○議案第29号 県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第30号を上程する。

○議案第30号 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、子の看護の際の休暇を拡充するとともに、子を養育する職員が請求した場合の正規の勤務時間外の勤務を制限する等のため、技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第31号を上程する。

○議案第31号 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校事務長に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

議案審議

委員長 議案第32号を上程する。

議案第32号 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県総合科学博物館協議会委員である愛媛県P

PTA 連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第33号を上程する。

○議案第33号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県歴史文化博物館協議会委員である愛媛県PTA 連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第34号を上程する。

○議案第34号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県教育研究協議会学校図書館委員長及び愛媛県PTA 連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第35号を上程する。

議案第35号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 個人情報の漏えいをした公立小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

松岡委員 ファイル交換ソフトをパソコンで利用すると、今回のような問題が発生することとなるのか質問する。

義務教育課長 ファイル交換ソフトをパソコンにインストールすれば必ず情報が漏えいするというわけではなく、今回の件は、ファイル交換ソフトを狙ったウイルス対策が不十分であったことから発生したものである旨回答する。

松岡委員 以前、県立学校において、パソコンから情報が流出したことがあったが、ファイル交換ソフトの利用を制限する措置を講じているか質問する。

高校教育課長 ファイル交換ソフトについては、公務用パソコンのみならず、公務に利用する私用パソコンについても、インストールしないよう指導しており、各種研修会でも周知を図っている旨回答する。

松岡委員 学校に一律に導入されるパソコンについては、何らかの措置が必要である旨意見を述べる。

義務教育課長 県教育委員会としては、平成18年3月に、市町教育委員会及び県立学校に対し、情報漏えい等の危険性があるため、公務に利用するパソコンにはファイル交換ソフトをインストールしないよう通知している旨、各学校においても、その旨を管理規則で定めている旨、及び今回の件については、平成17年度のデータが漏えいしたものであり、当時は対策が不十分であった旨説明する。

伊藤委員 処分の種類について質問する。

義務教育課長 懲戒については、処分の軽いものから、戒告、減給、停職、免職があり、懲戒処分の外に、文書訓告や口頭訓告がある旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第36号を上程する。

○議案第36号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務育課長 交通違反をした公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第37号を上程する。

○議案第37号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 わいせつ行為をした公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

松岡委員 免職については特に客観性が問われることから、過去に同様の事例があるか質問する。

義務教育課長 平成13年度、文部科学省から児童生徒に対するわいせつ行為は原則免職処分とすることが適当であるとの通知があり、以後、それに従っており、直近の事例としては平成18年度に生徒へのわいせつ行為で懲戒免職になった例がある旨、及び児童買春につ

いても懲戒免職処分としている旨回答する。

副教育長 平成14年度に生徒を盗み撮りした事例においても、懲戒免職とした旨説明する。

松岡委員 今回の件は、教員の犯した行為が非常に重大であり、懲戒免職もやむを得ない旨意見を述べる。

委員長 余罪はないのか質問する。

義務教育課長 先日起訴・再逮捕されており、起訴状を見ることもできないため、現時点では詳細は不明である旨回答する。

伊藤委員 免職は最も重い処分であるが、退職金は支弁されるか質問する。

義務教育課長 非違の重大性からして、退職金を支給する事案ではない旨回答するとともに、6月は欠勤扱いであるため当月分の給与は支給されない旨、及び今回の処分により6月期末勤勉手当も支給されない旨説明する。

伊藤委員 行為の重大性からして、当然である旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

○平成23年春の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成23年春の叙勲候補者について、教育功労（6名）及び学校保健功労（1名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成22年度教育者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成22年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（3名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

井上委員 推薦者の補欠候補者には女性がいるが、受賞者の中に女性がいないことを残念に思う旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成22年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成22年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（1名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成22年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成22年度社会教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成22年度学校保健文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成22年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）及び被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

井上委員 候補者のうち1名が高齢であるが、これまでも候補者として挙がっていたのか質問する。

保健スポーツ課長 昨年度の推薦候補者として挙がっていたわけではなく、今年度も当初は候補者として挙がっていなかったが、再精査した結果、当該候補者が挙がってきた旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成22年度学校安全文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成22年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

(6) 閉会

委員長 午前11時35分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。